

自立生活援助

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第1 基本方針					法第43条	
	(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立生活援助を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第1項	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立生活援助の提供に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第2項	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 ※令和4年3月31日まで努力義務、令和4年4月1日から義務化	適・否		条例第4条	平18厚令171第3条第3項	
	(4) 指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206の13条	
第2 人員に関する基準					法第43条第1項	
1 指定自立生活援助事業所の従業者の員数	指定自立生活援助事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の14	
(1) 地域生活支援員	① 地域生活支援員の数は、指定自立生活援助事業所ごとに、1以上となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の14第1項第1号	
	② 地域生活支援員1人につき利用者の数が25人であることが標準となっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の14第2項	
(2) サービス管理責任者	① 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が30以下 1以上 イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の14第1項第2号	
(3) 利用者数の算定	利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の14第3項	
(4) 職務の専従	指定自立生活援助事業所の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の14第4項	
2 管理者	指定自立生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （指定自立生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定自立生活援助事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の15準用（第51条）	
第3 設備に関する基準					法第43条第2項	
設備及び備品等	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の16（第206条の5）	
第4 運営に関する基準					法第43条第2項	
1 実施主体	指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者であるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の17	

自立生活援助

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
2 内容及び手続きの説明及び同意	(1) 指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第9条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第9条第2項) 社会福祉法第77条	
3 契約支給量の報告等	(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供するときは、当該指定自立生活援助の内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第10条第1項)	
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第10条第2項)	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第10条第3項)	
	(4) 指定自立生活援助事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第10条第4項)	
4 提供拒否の禁止	指定自立生活援助事業者は、正当な理由がなく指定自立生活援助の提供を拒んでいないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第11条)	
5 連絡調整に対する協力	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用について市町村又は相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第12条)	
6 サービス提供困難時の対応	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第13条)	
7 受給資格の確認	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第14条)	
8 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第15条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第15条第2項)	
9 心身の状況等の把握	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第16条)	
10 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第17条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第17条第2項)	
11 身分を証する書類の携行	指定自立生活援助事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第18条)	

自立生活援助

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
12 サービスの提供の記録	(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立生活援助の提供の都度記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第19条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定自立生活援助を提供したことについて確認を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第19条第2項)	
13 指定自立生活援助事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第20条第1項)	
	(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、14の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第20条第2項)	
14 利用者負担額等の受領	(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第21条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第21条第2項)	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、支給決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合に、支給決定障害者から受けることのできる、それに要した交通費の額の支払いを受けているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第21条第3項)	
	(4) 指定自立生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第21条第4項)	
	(5) 指定自立生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第21条第5項)	
15 利用者負担額に係る管理	指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定自立生活援助事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第22条)	
16 訓練等給付費の額に係る通知等	(1) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第23条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第23条第2項)	
17 指定自立生活援助の取扱方針	(1) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第57条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第57条第2項)	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、その提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第57条第3項)	

自立生活援助

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
18 自立生活援助計画の作成等	(1) 指定自立生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定自立生活援助に係る個別支援計画（自立生活援助計画）の作成に関する業務を担当させているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第1項)	
	(2) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第2項)	
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第3項)	
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第4項)	
	(5) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定自立生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第5項)	
	(6) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第6項)	
	(7) サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際には、当該自立生活援助計画を利用者に交付しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第7項)	
	(8) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画の変更を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第8項)	
	(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第9項)	
	(10) 自立生活援助計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第58条第10項)	
19 サービス管理責任者の責務	サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第206条の6)	
20 相談及び援助	指定自立生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第60条)	
21 定期的な訪問による支援	指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障がい者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の18	

自立生活援助

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
22 随時の通報による支援等	(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の19第1項	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の19第2項	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障がいの特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の19第3項	
23 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を受けている支給決定障害者が偽りその他不正な行為によって訓練等給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第29条)	
	24 管理者の責務	(1) 指定自立生活援助事業所の管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	適・否	条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第66条第1項)	
25 運営規程	(2) 指定自立生活援助事業所の管理者は、当該指定自立生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第66条第2項)	
	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定自立生活援助の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第206条の10)	
26 勤務体制の確保等	(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定自立生活援助を提供できるよう、指定自立生活援助事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第33条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに、当該指定自立生活援助事業所の従業者によって指定自立生活援助を提供しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第33条第2項)	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第33条第3項)	
	(4) 指定自立生活援助事業者は、適切な指定自立生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平18厚告615)及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令2年厚告5)を参照	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第33条第4項)	
27 業務継続計画の策定等	(1) 指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第33の2条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第33の2条第2項)	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20準用(第33の2条第3項)	

自立生活援助

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
27 衛生管理等	(1) 指定自立生活援助事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第34条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第34条第2項)	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定自立生活援助事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業員に対する結果の周知 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備 ③ 従業員に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施 ※令和6年3月31日までは努力義務、令和6年4月1日から義務化	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第34条第3項)	
28 掲示	(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第35条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第35条第2項)	
29 秘密保持等	(1) 指定自立生活援助事業所の従業員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第36条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第36条第2項)	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第36条第3項)	
30 情報の提供等	(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第37条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第37条第2項)	
31 利益供与等の禁止	(1) 指定自立生活援助事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第38条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第38条第2項)	

自立生活援助

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状・問 題 点	条 例・規 則	根 拠 法	関 係 書 類
32 苦情解決	(1) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第39条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第39条第2項)	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第39条第3項) 法第10条第1項	
	(4) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定自立生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第39条第4項) 法第11条第2項	
	(5) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県又は市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県又は市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第39条第5項) 法第48条第1項	
	(6) 指定自立生活援助事業者は、都道府県又は市町村から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県又は市町村に報告しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第39条第6項)	
	(7) 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第39条第7項) 社会福祉法第83条、第85条	
33 事故発生時の対応	(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第40条第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第40条第2項)	
	(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第40条第3項)	
34 虐待の防止	指定自立生活援助事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から③に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定自立生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ③ ②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第40条の2)	
35 会計の区分	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第41条)	
36 記録の整備	(1) 指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第206条の11第1項)	
	(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立生活援助を提供した日から5年間保存しているか。 ① サービスの提供の記録 ② 自立生活援助計画 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適・否		条例第4条	平18厚令171第206条の20 準用(第206条の11第2項)	

自立生活援助

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状 ・ 問 題 点	条 例 ・ 規 則	根 拠 法	関 係 書 類
37 電磁的記録等	指定自立生活援助事業者及びその従業者は、書面の作成、保存等を電磁的記録等の方法で行う場合は、次のとおり行っているか。					
	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（3の（1）の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（2）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第1項	
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っているか。	適・否		条例第4条	平18厚令171第224条第2項	
第5 変更の届出等					法第46条	
1 変更及び休止した事業の再開の届出	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第1項 法施行規則第34条の23	
2 廃止又は休止の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係る障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県に届け出ているか。	適・否			法第46条第2項 法施行規則第34条の23	
第6 業務管理体制の整備等					法第51条の2	
1 業務管理体制の整備	(1) 指定障害福祉サービス事業者は、次の区分に応じて必要な業務管理体制の整備を行っているか。 ① 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の事業者 イのみ ② 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の事業者 イ及びロ ③ 指定を受けている事業所の数が100以上の事業者 イ、ロ及びハ イ 法令遵守責任者を選任しているか。 ロ 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 ハ 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	適・否			法第51条の2第1項 法施行規則第34条の28	
2 業務管理体制の届出及び変更の届出	(2) 指定障害福祉サービス事業者は、（1）において整備を行うこととされている業務管理体制について、遅滞なく県（又は厚生労働大臣）に届け出ているか。 また、届け出た事項に変更があったときも、遅滞なく、変更の届出を行っているか。 （届出については、法人単位で行う。）	適・否			法第51条の2第2項及び第3項 法施行規則第34条の28	
第7 障害福祉サービス等情報公表制度の報告					法第76条の3	
障害福祉サービス等情報公表制度の報告	(1) 指定障害福祉サービス事業者等の設置者は、サービスを利用する障がい者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するため、情報公表の対象となる指定障害福祉サービス等の情報（法施行規則第65条の9の8に規定する以下の情報）を県に報告しているか。 （報告は、インターネット上における情報公表システムにより行う） ① サービス開始時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報（法施行規則第65条の9の8別表第1号） ② 毎年度定期的な報告時 法人、事業所、従業者、サービス内容、利用料等に関する基本情報及び運営情報（法施行規則第65条の9の8別表第1号及び第2号）	適・否			法第76条の3第1項 法施行規則第65条の9	

自立生活援助

主眼事項	着眼点	適・否	現状・問題点	条例・規則	根拠法	関係書類
第8 訓練等給付費の算定及び取扱い						
1 基本事項	(1) 指定自立生活援助に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号(報酬告示)の別表「介護給付費等単位数表」の第14の3により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価(10円)を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定自立生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立生活援助事業に要した費用の額となっているか。)	適・否			法第29条第3項	平18厚告523一 平18厚告539 法第29条第3項
	(2) (1)の規定により、指定自立生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	適・否			平18厚告523二	
2 自立生活援助サービス費						
①基本報酬 自立生活援助サービス費(I)	自立生活援助サービス費(I)については、法施行規則第6条の11の2において定める障がい者又は指定宿泊型自立訓練を行う事業所、共同生活援助等を行う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等していた障がい者であって、退所等から1年以内の者又は同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から1年以内の者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、自立生活援助を行った場合に、利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数として県に届け出た以下の区分に応じて所定単位数を算定しているか。 ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 ※サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員については、1人につき地域生活支援員0.5人とみなして算	適・否			平18厚告523別表第14の3の1注1、注3、注4 法施行規則第6条の11の2	
自立生活援助サービス費(II)	自立生活援助サービス費(II)については、上記に該当する者以外の障がい者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、自立生活援助を行った場合に、利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数として県に届け出た以下の区分に応じて所定単位数を算定しているか。 ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上	適・否			平18厚告523別表第14の3の1注2、注5、注6	
②減算 (人員欠如減算、個別支援計画未作成減算、標準期間超過減算)	自立生活援助サービス費の算定に当たって、次の①～③までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 従業者の員数が以下に該当する場合(人員欠如減算) ・サービス管理責任者が基準上配置すべき要件を満たさない場合は、翌々月から起算して解消に至った月まで利用者全員に減算 4月間は100分の70、5月目以降は100分の50(サービス管理責任者欠如減算) ② 自立生活援助計画が作成されていない場合(個別支援計画未作成減算) 作成されていない期間が3月未満 100分の70 作成されていない期間が3月以上 100分の50 (※サービス管理責任者欠如減算と個別支援計画未作成減算は、減算割合が大きい方を適用) ③ 自立生活援助の利用者(利用期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(利用開始日から各月末日までの期間)の平均値が、法施行規則第6条の10の6に定める標準利用期間に6月間を加えた期間を超えている場合 100分の95(標準期間超過減算)	適・否			平18厚告523別表第14の3の1注7 平18厚告550九の三 法施行規則第6条の10の6	
③サービス費の算定要件	指定自立生活援助事業者が、地域生活支援員による支援(利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。)を、月2日以上行わない場合は、自立生活援助サービス費を算定していないか。	適・否			平18厚告523別表第14の3の1注9	
3 特別地域加算	平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、自立生活援助を行った場合、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3の1注8 平21厚告176	
4 福祉専門職員配置等加算口						
①福祉専門職員配置等加算(I)	地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして県に届け出た指定自立生活援助事業所において、自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3の2注1	

自立生活援助

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状・問 題 点	条 例・規 則	根 拠 法	関 係 書 類
②福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして県に届け出た指定自立生活援助事業所において、自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)との併算定は不可)	適・否			平18厚告523別表第14の3の2注2	
③福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	次の①又は②のいずれかに該当するものとして県に届け出た指定自立生活援助事業所において、自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。((Ⅰ)(Ⅱ)との併算定は不可) ①指定基準上、地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤の割合が100分の75以上 ②指定基準上、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事者の割合が100分の30以上	適・否			平18厚告523別表第14の3の2注3	
5 ピアサポート体制加算	次の①から③のいずれにも適合するものとして県に届け出た指定自立生活援助事業所において、自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ① 障害者総合支援法第78条第2項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(ア)及び(イ)に掲げる者を指定自立生活援助事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。 (ア) 障害者総合支援法第4条第1項に規定する障がい者又は障がい者であったと県が認める者 (イ) 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員 ② ①に掲げる者のいずれかにより、自立生活支援事業所の従業者に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。 ③ ①に掲げる者を配置している旨を公表していること。				平18厚告523別表第14の3の3 平18厚告543の十九	
6 初回加算	サービスの利用の初期段階においてアセスメント等に手間を要することにより、指定自立生活援助事業所の従業者が、自立生活援助を行った場合に、自立生活援助の利用開始月について、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3の4	
7 同行支援加算	指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に行き先必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数(以下①から③の場合)に応じ、1月につき所定単位数を加算しているか。 ① 外出を伴う支援が1月に1回又は2回の場合 ② 外出を伴う支援が1月に3回の場合 ③ 外出を伴う支援が1月に4回以上の場合	適・否			平18厚告523別表第14の3の5	
8 緊急時支援加算						
緊急時支援加算(Ⅰ)	緊急時支援加算(Ⅰ)は、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3の6注1	
	緊急時支援加算(Ⅰ)が算定されている指定自立生活支援事業所が、運営規定において、当該指定自立生活援助事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めているものとして県に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3の6注2 平18厚告551の十五	
緊急時支援加算(Ⅱ)	緊急時支援加算(Ⅱ)は、指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助をお粉あった場合に、1日につき所定単位数を加算しているか(緊急時支援加算(Ⅰ)を算定している場合は加算不可)。	適・否			平18厚告523別表第14の3の6注3	
9 利用者負担上限額管理加算	指定自立生活援助事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3の7	

自立生活援助

主 眼 事 項	着 眼 点	適・否	現 状・問 題 点	条 例・規 則	根 拠 法	関 係 書 類
10 日常生活支援情報提供加算	指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3の8	
11 居住支援連携体制加算	次の①及び②のいずれにも適合しているものとして県に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の共有の促進に関する法律第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ① 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の共有の促進に関する法律第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること ② ①に規定する体制を確保している旨を公表していること	適・否			平18厚告523別表第14の3の9 平18厚告543の三十九の二	
12 地域居住支援体制強化推進加算	指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に規定する協議の場をいう。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。	適・否			平18厚告523別表第14の3の10 平29厚告116別表第一の八	

(参照法令等)

法： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

法施行規則： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

基準関係： 平18厚令171(指定障害福祉サービス基準、指定基準)： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

解釈通知： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日付け障発第1206001号)

条例： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第16号)

規則： 愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第18号)

平18厚告544(サビ管告示)： 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号)

報酬関係： 平18厚告523(報酬告示)： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)

平18厚告539： 厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)

平18厚告550： 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合(平成18年厚生労働省告示第550号)

平21厚告176： 厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号)

平29厚告116： 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成29年厚生労働省告示第116号)